（別紙第３）

個人情報の提供に関する同意書

裁判所共済組合においては，基礎年金番号等の個人情報の提供について，下記のとおり取扱います。下記の内容について同意いただいた上で，年月日，住所及び氏名を記入してください。

記

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成１３年法律第８８号。以下「法」という。）第２条第３項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務処理にあたって，組合員が所属する事業所が以下の個人型確定拠出年金事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により，長期組合員資格の有無及び組合員の基礎年金番号を当該事業所に提供することがあります。

１　国民年金基金連合会に対して組合員が行う以下の申出等に添付する法第５５条に定める個人型年金規約（以下「規約」という。）第３０条第７項に掲げる書類の作成（当該書類の作成に代えて行う規約第４５条に定める事業主の証明も含む。）

⑴　規約第３０条第２項の規定による個人型年金加入の申出

⑵　規約第５０条第１項，第２項，第６項及び第８項の規定による加入資格に関する届出

⑶　規約第５４条第２項の規定による被保険者資格の種別変更の届出

⑷　規約第５７条第１項の規定による事業所変更の届出

⑸　規約第５９条第１項第２号の規定による運用指図者から加入者への変更の申出

⑹　規約第８０条第１項の規定による掛金納付方法変更の届出

　２　法第７１条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

上記の取扱いについて同意します。

　　 　　年 　　月 　　日 　　住　所

氏　名